

令和 4 年第 8 回（9 月）
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 令和4年9月9日（金）
開会 9時52分 閉会 10時15分

2. 開催場所 吉富フォーユー会館2階研修室1・2

3. 出席委員

委員の定数 14名

出席委員数 11名

欠席委員数 3名

出席委員の氏名

賀部	正直	横川	信友
奥家	信弘	山本	学美
菊	啓治	奥田	健一
山本	幸雄	重吉	信之
高橋	初美	若山	清敏
太田	克弘		

欠席委員の氏名

井上 幸子、高原 孝幸、堤 久英

農地利用最適化推進委員1名出席（定数2名） 堤 實

欠席委員の氏名 井上 福美

4. 付議事項

議案

- ・議案第16号 吉富町農用地利用集積計画の承認について
- ・議案第17号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について

報告事項

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 竹内

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。 皆様方には何かとお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日、事務局長の軍神につきましては、議会一般質問が開催されているため、欠席いたしておりますので、私が進行を務めさせていただきます。 それでは、ただ今より令和4年第8回（9月）総会を開催いたします。本日は、井上幸子委員、高原委員、井上福美委員より欠席の連絡をいただいておりますので、推進委員を含め、12名での開催となります。開会に先立ちまして賀部会長よりご挨拶をお願いいたします。
賀部会長	あらためまして、委員の皆さんおはようございます。 ここ数日は朝晩涼しく、幾分か過ごしやすくなりました。それでは、農業委員憲章を唱和したいと思います。本日は、山本幸雄委員に代表の唱和をお願いします。 （農業委員憲章 唱和） それでは、ただいまから令和4年第8回（9月）の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には、山本学美委員、奥田健一委員の二人を指名いたします。 それでは、議事に入ります。議案第16号「吉富町農用地利用集積計画の承認について」です。 農業委員会法では、法第31条に「議事参与の制限」があり、「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ない」とあります。よって、関係委員につきましては、ご退席をお願いし、議決を採らせていただきますので、ご理解のほど、よろしくをお願いいたします。 今回、9月15日から開始する利用計画の提出が1件ありましたので、ご審議をお願いします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	1ページをご覧ください。（P1 議案朗読） 町長が農用地利用集積計画を定める場合には、農業委員会の承認を得ることとなっています。 今回9月15日から開始する利用権設定の件数は、新規1件で1,078㎡となっています。 （その他P3、4説明） 以上で説明を終わります。

賀部会長	事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。
各委員	(質疑なし)
賀部会長	それでは、採決に移ります。 本件は、I.M委員の利用権設定となりますが、本日欠席されていますので、このまま採決します。 それでは、I委員の利用権設定につきまして、ご異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
賀部会長	それでは、I委員の利用権設定につきまして、承認することとします。 続きまして、議案第17号「吉富町農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	5ページをご覧ください。(P5議案朗読) 5条転用を伴う農振除外申請が2件、町へ提出され、町長から農業委員会の意見を求められた案件です。 6ページをご覧ください。計画内容の一覧です。 ●整理番号1番、 ・土地の所在：大字幸子〇〇番 田 724 m² ・計画変更の目的：建売住宅 2棟 ・申請者：吉富町大字幸子〇〇番地〇 M.Jさん ・転用事業者：中津市〇〇の △△不動産 (P7からP11説明) 県の見解としては、12ページのとおり、申請地は1種農地ではありますが、集落接続した農地であり、周辺農地に支障を及ぼす恐れはないと判断されることから、除外及び転用については、見込みありとの回答をもらっています。以上が、1番の説明となります。 ●整理番号2番、 ・土地の所在：大字土屋〇〇番〇 田 735 m² 土屋〇〇番〇 田 1,203 m² 土屋〇〇番 田 673 m² ・計画変更の目的：駐車場及び事業所

	・申請者：吉富町大字土屋〇〇番 T.Kさんと 福岡市〇〇在住のU. Nさん ・転用事業者：中津市〇〇の (有)△△ (P 7 から P 1 6 説明) 県の見解としては、1 7 ページのとおり、申請地は 1 種農地ではありますが、集落接続した農地であり、周辺農地に支障を及ぼす恐れはないと判断されることから、除外及び転用については、見込みありとの回答をもらっています。以上が、2 番の説明となります。 以上、農振除外、全 2 件の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。
賀部会長	事務局から説明がありました。 議案第 1 7 号の案件についてご意見をいただきたいと思います。この案件についてご意見はございませんか。発言のある方は挙手をお願いします。
各委員	(質疑なし)
賀部会長	それでは、議案第 1 7 号につきまして、「除外」に特段の問題なしということで、意見具申をおこなってよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
賀部会長	それでは、「除外」につきまして、「特段の問題なし」とします。 続きまして、報告事項があります。「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。 事務局から説明をお願いします。
事務局	1 8 ページをご覧ください。 相続による所有権移転が 1 件ございます。 広津〇〇番〇 田 830 m² ほか 5 筆 令和 2 年 3 月 2 日に、小犬丸〇〇-〇の M. R さんからの相続により、同じく小犬丸〇〇-〇の M. T さんが所有権を取得しました。 以上で報告を終わります。

賀部会長	事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。
各委員	(質疑等なし)
賀部会長	続きまして、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」です。事務局から説明をお願いします。
事務局	19 ページをご覧ください。 「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」です。利用権の合意解約が 1 件あります。 広津〇〇番〇 田 143 m² 貸し手は小犬丸〇〇ー〇の U. Y さん、借り手は豊前市の Y. N さんです。令和 3 年 6 月から 6 年間の契約でした。貸し手、U さんの都合による解約で、合意解約成立の日は令和 4 年 8 月 16 日です。 以上で報告を終わります。
賀部会長	事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。
各委員	(質疑等なし)
賀部会長	次に「情報交換」となっていますが、何かご質疑や情報交換いただくような案件をお持ちのかたございましたらお願いします。
各委員	(質疑等なし)
賀部会長	事務局から何かありませんか
事務局	事務局から 9 月 20 日開催の多面的機能交付金の説明会について出席の依頼
賀部会長	それでは、以上で本日の議事はすべて終了しました。次回の委員会の日程ですが、事務局よりお願いします。
事務局	年間計画どおり 10 月 12 日(水) 10:00 からの開催を提案します。会場は、フォーユー会館 2 階研修室で

各委員 賀部会長	す。よろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、次回は１０月１２日（金）１０：００からと します。これをもちまして、令和４年第８回（９月）総会 を閉会します。皆さま、お疲れ様でした。 １０時１５分閉会
------------------------	---